

○総務省告示第二百九十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（平成二十四年総務省告示第四百七十一号）の一部を次のように変更する。

平成二十九年九月十一日

総務大臣 野田 聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

第2 周波数割当表

[1～7 略]

周波数割当表

[第1表 略]

第2表 27.5MHz～10000MHz

[略]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	915-930 J67	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 小電力業務用 一般業務用	小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。
[略]	940-960 J67 J94	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表7-5による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレ

第2 周波数割当表

[1～7 同左]

周波数割当表

[第1表 同左]

第2表 27.5MHz～10000MHz

[同左]	国内分配 (MHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	915-930 J67	簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	簡易無線通信業務用への割当ては、別表7-5による。 小電力業務用での使用はテレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。 一般業務用のうち、移動体識別用への割当ては、別表6-2による。
[同左]	940-960 J67 J94	電気通信業務用 簡易無線通信業務用 小電力業務用 一般業務用	電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。 簡易無線通信業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表7-6による。 簡易無線通信業務用、小電力業務用及び一般業務用での使用は、平成30年3月31日までに限る。 小電力業務用での使用はテレ

[略]	[略]	[略]	[略]	メーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。
[略]	[略]	[略]	[略]	一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。

第3表 10GHz-275GHz

[略]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	50.4-51.4	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙)	簡易無線通信業務用 電気通信業務用 公共業務用
[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]

【国内周波数分配の脚注 略】

【別表1-1-7-4 略】

【割る】

[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	メーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用並びに移動体識別用とし、テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用への割当ては別表9-1に、移動体識別用への割当ては別表9-10による。
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]	一般業務用での使用は移動体識別用とし、割当ては別表6-2による。

第3表 10GHz-275GHz

[同左]	国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	50.4-51.4	固定 移動 固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙)	簡易無線通信業務用 電気通信業務用 公共業務用
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]

【国内周波数分配の脚注 同左】

【別表1-1-7-4 同左】

【別表7-5 920.5-923.5MHz帯簡易無線局の周波数表】

占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	920.6MHz以上923.4MHz以下の周波数であって、920.6MHz及び920.6MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	920.7MHz以上923.3MHz以下の周波数であって、920.7MHz及び920.7MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	920.8MHz以上923.2MHz以下の周波数であって、920.8MHz及び920.8MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	920.9MHz以上923.1MHz以下の周波数であって、920.9MHz及び920.9MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	921MHz以上923MHz以下の周波数であって、921MHz及び921MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

別表 7-5 [略]

別表 7-6 [略]

別表 8-1 ~ 8-5 略]

別表 8-6 デジタルコーポリス電話の無線局の周波数表

1893, 65MHz以上1905, 95MHz以下の周波数であつて、1893, 65MHz及び1893, 65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの
1895, 616MHz以上1904, 256MHz以下の周波数であつて、1895, 616MHz及び1895, 616MHzに1728kHzの自然数倍を加えたもの
1897, 4MHz, 1899, 1MHz, 1899, 2MHz, 1901MHz

別表 8-7 ~ 8-10 略]

別表 9-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

[略]	[略]	[略]
915.9-928, 1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャネルを使用するもの	916MHz以上928MHz以下の周波数であつて、916MHz及び916MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの	916, 1MHz以上927, 9MHz以下の周波数であつて、916, 1MHz及び916, 1MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの	916, 2MHz以上927, 8MHz以下の周波数であつて、916, 2MHz及び916, 2MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する四の単位チャネルを同時に使用するもの	916, 3MHz以上927, 7MHz以下の周波数であつて、916, 3MHz及び916, 3MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する五の単位チャネルを同時に使用するもの	916, 4MHz以上927, 6MHz以下の周波数であつて、916, 4MHz及び916, 4MHzに200kHzの自然数倍を加えたもの
928, 1-929, 7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	一の単位チャネルを使用するもの	928, 15MHz以上929, 65MHz以下の周波数であつて、928, 15MHz及び928, 15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する二の単位チャネルを同時に使用するもの	928, 2MHz以上929, 6MHz以下の周波数であつて、928, 2MHz及び928, 2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する三の単位チャネルを同時に使用するもの	928, 25MHz以上929, 55MHz以下の周波数であつて、928, 25MHz及び928, 25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

別表 7-6 [同左]

別表 7-7 [同左]

別表 8-1 ~ 8-5 同左]

別表 8-6 デジタルコーポリス電話の無線局の周波数表

1893, 65MHz以上1905, 95MHz以下の周波数であつて、1893, 65MHz及び1893, 65MHzに300kHzの自然数倍を加えたもの
1895, 616MHz以上1902, 528MHz以下の周波数であつて、1895, 616MHz及び1895, 616MHzに1728kHzの自然数倍を加えたもの

別表 8-7 ~ 8-10 同左]

別表 9-1 テレメーター用、テレコントロール用及びデータ伝送用特定小電力無線局の周波数表

[同左]	[同左]	[同左]
915.9-928, 1MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が200kHz以下の無線設備	916MHz以上928MHz以下の周波数であつて、916MHz及び916MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え400kHz以下の無線設備	916, 1MHz以上927, 9MHz以下の周波数であつて、916, 1MHz及び916, 1MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が400kHzを超え600kHz以下の無線設備	916, 2MHz以上927, 8MHz以下の周波数であつて、916, 2MHz及び916, 2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が600kHzを超え800kHz以下の無線設備	916, 3MHz以上927, 7MHz以下の周波数であつて、916, 3MHz及び916, 3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が800kHzを超え1MHz以下の無線設備	916, 4MHz以上927, 6MHz以下の周波数であつて、916, 4MHz及び916, 4MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
928, 1-929, 7MHz帯の周波数の電波を使用する無線設備	占有周波数帯幅が100kHz以下の無線設備	928, 15MHz以上929, 65MHz以下の周波数であつて、928, 15MHz及び928, 15MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が100kHzを超え200kHz以下の無線設備	928, 2MHz以上929, 6MHz以下の周波数であつて、928, 2MHz及び928, 2MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	占有周波数帯幅が200kHzを超え300kHz以下の無線設備	928, 25MHz以上929, 55MHz以下の周波数であつて、928, 25MHz及び928, 25MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの

	連続する四の単位 チャネルを同時に 使用するもの	928. 3MHz以上929. 5MHz以下の周波数であって、928. 3MHz ^z 及び928. 3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
	連続する五の単位 チャネルを同時に 使用するもの	928. 35MHz以上929. 45MHz以下の周波数であって、928. 3 5MHz及び928. 35MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
[略]	[略]	[略]

[別表9-2~11-3 略]

	占有周波数帯幅が 300kHzを超え400k Hz以下の無線設備 占有周波数帯幅が 400kHzを超え500k Hz以下の無線設備	928. 3MHz以上929. 5MHz以下の周波数であって、928. 3MHz ^z 及び928. 3MHzに100kHzの自然数倍を加えたもの
[同左]	[同左]	[同左]

[別表9-2~11-3 同左]

備考 表中の「」の記載は任意である。

附 則

この告示は、平成二十九年十月一日から施行する。